

定期積金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (積金契約の成立)

当行は、お客さまからこの積金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金にかかる契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

この積金は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (取扱店の範囲)

この積金の2回目以後の払込みは、当店のほか当行本支店のどの店舗でもできます。ただし解約は、当店でなければできません。

5. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

6. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、通帳記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

7. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ② この積金を第10条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ③ この計算の単位は1円とします。

8. (先掛割引料の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先掛割引料を通帳記載の利回りに準じて計算します。
- (2) 先掛分に応じて満期日の繰上げは行いません。

9. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

10. (解 約)

- (1) この積金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期前の解約はできません。
- (2) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

11. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

- (1) この積金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保する

ために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともにただちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上